

解説

三浦市公共下水道事業における コンセッション方式の導入と ストックマネジメント

もとしま しんや
本島 慎也

三浦市
上下水道部下水道担当部長

1 はじめに

神奈川県三浦市は、三浦半島の最南端に位置しており、東は東京湾、西は相模湾、南は太平洋に面して三方を海に囲まれたまちです。面積は31.44km²、人口は41,571人（令和3年度末）となっています。

三浦市の公共下水道事業は、平成3年に事業着手し、平成10年から一部で供用開始しました。処理区域は主に東京湾側に位置する東部処理区のみで、区域内での整備は概成しつつある状況です（図-1）。三崎港周辺の市街地を含む西南部処理区については下水道事業に未着手であり、令和3年度末時点の市内の汚水処理人口普及率は65.6%となっています。

本市では、下水道事業運営の効率化と持続可能性向上を図るため、本年4月よりコンセッション方式による「三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業」を開始する予定です。本稿においては、運営事業の概要と、ストックマネジメントの位置づけについてご紹介します。

2 三浦市における 下水道コンセッション事業の概要

2.1 コンセッション方式とは

コンセッション方式は、平成23年のPFI法改正により導入された官民連携手法であり、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式です。民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供できると期待されています。

下水道分野においては、三浦市が全国4番目の導入事例であり、一処理区における処理場、ポンプ場、管路の全てについての維持管理から更新までを対象とした取組みは全国初の事例となります。

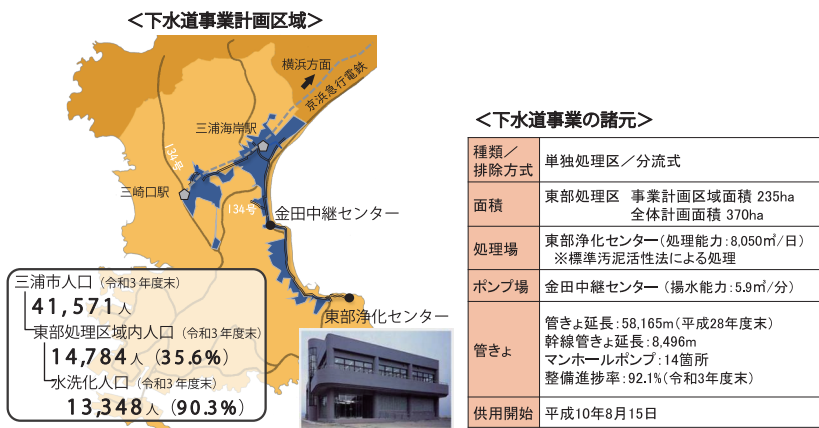


図-1 東部処理区の概要

2.2 三浦市公共下水道(東部処理区)

運営事業の概要

(1) 事業の背景・検討経緯

三浦市は、過去に経常収支比率100%の超過を経験するとともに、常態的に公債費と繰出金の比率が県内で最も高いものとなっているなど、厳しい財政運営状況となっています。このため下水道事業においても、一般会計繰入金の抑制に向けた経営改善の徹底が求められています。

また、事業開始から20年以上が経過し、処理場、ポンプ場および管路施設の老朽化が進んでいることから、限られた資金と人員による効率的な修繕や改築更新の実施が求められている状況です。

以上の背景から、施設の改築更新等の業務量増加に対応しつつ、経営の改善を図る手法としてコンセッション方式に着目し、平成27年度より導入検討を実施しました。事業スキームの検討や導入効果の検証等を経て、令和2年度にコンセッション方式の導入方針を決定したところです。

(2) 事業の目的・効果

本事業の具体的な目的は以下に示す3点で、各目的の達成に向け市の事業運営を民間事業者任せます。

- ア 民間事業者の経営視点を取り込んだ中長期的な投資戦略の改善
- イ 収支バランスの取れた下水道事業の実施と持続可能性の向上
- ウ 三浦市の魅力向上に資する下水道事業等の潜在的な価値の創出

コンセッション方式の導入により、民の経営原理やノウハウを効果的に取り込み、維持管理費や改築費等が削減されることが見込まれ、以下のような効果があると試算されました。

- ・ 他会計繰入金の抑制：20年間で約2億円の削減
- ・ 市債残高の抑制：20年間で約1億円の削減
- ・ 三浦市職員の削減：10人→7人に削減可能

運営権者からの提案においては、運営権対価を1,000万円支払ったうえで市の試算と同様の効果が出る見込みとなっており、VFMは約4.1%となっています。

(3) 事業の概要・スキーム

①事業の概要

本事業の対象施設、対象業務等は表-1の通りであり、本市の污水関係施設の経営、維持管理、増改築については全て運営権者に委託することとなります。

表-1 運営事業の概要

対象区域	三浦市公共下水道事業計画区域(東部処理区)
対象施設	処理場：東部浄化センター ポンプ場：金田中継センター 污水管路施設：幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管)
対象業務	(1) 主たる事業 ア 対象施設の経営 イ 対象施設の各種計画に係る支援 ウ 対象施設の維持管理および改築に係る企画、調整および実施 エ 管路施設の増築に係る企画、調整及び実施 (2) 附帯提案事業 (3) 任意事業
事業期間	20年間 (R5.4～R25.3)
運営権者	名称：三浦下水道コンセッション株式会社 出資企業：前田建設工業株式会社【代表企業】 東芝インフラシステムズ株式会社 株式会社クボタ 日本水工設計株式会社 株式会社ウォーターエージェンシー

②収入・費用負担

本市の下水道使用者は、市に下水道使用料を、運営権者に下水道利用料金を支払うこととなり、これらは水道料金とまとめて徴収されます。事業開始時点の使用料と利用料金の合算額は、事業開始前の使用料から変わりません。

運営権者は、利用料金を収入として本事業の経営および維持管理の費用を負担します。一方、市は使用料や国庫補助等により、計画策定、改築および増築の費用を負担します。

③リスク分担

運営権設定対象施設の経営、維持管理および改築に対するリスクについては、特段の定めのない限り、運営権者の負担となります。

ただし、運営権者の責めに帰さない災害などの不可抗力、対象施設の瑕疵等については、実施契約に記載された条件のもと、三浦市が負担することとなります。